株主各位

兵庫県姫路市青山北一丁目1番1号

# 三相電機株式会社

代表取締役社長 黒 田 直 樹

# 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しお送りいただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

**1. 日 時** 2021年6月18日(金曜日) 午前10時

2. 場 所 兵庫県姫路市青山北一丁目1番1号

三相電機株式会社 講堂

(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照下さい。)

3.目的事項 報告事項

- 1. 第64期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第64期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額

決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) に対する譲渡 制限付株式の付与のための報酬決定の件

第1号議案から第7号議案の概要は、後記「議決権の代理 行使の勧誘に関する参考書類」(34頁から46頁まで)に記載のとおりであります。

以上

<sup>◎</sup>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

<sup>◎</sup>事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.sanso-elec.co.jp/)に掲載させていただきます。

<sup>◎</sup>本株主総会当日、当社の役員および係員はクールビズ(ノーネクタイ)にて対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<sup>◎</sup>新型コロナウイルス感染予防に関するお願いにつきまして、末尾にてご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

# 事 業 報 告

(自 2020年4月1日) 至 2021年3月31日)

# 1. 企業集団の現況

# (1) 当事業年度の事業の状況

# ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による行動制限は続くものの、政府の経済対策効果によって最悪期を脱し回復局面にあると思われますが、足元の感染再拡大を受け、景気下振れや業種間格差の拡大など、業績は不透明な状況が続くことが懸念されます。当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡

当在クループにおきましては、新型コロナワイルス感染症が世界的に拡大する中、第5世代通信(5G)やテレワーク関連需要の拡大を受け、半導体業界の市場回復は鮮明となりました。このような環境下、半導体メーカーの投資意欲は旺盛で、半導体製造装置の需要は堅調に回復し、当社製品である半導体製造装置用ポンプの受注も回復傾向で推移いたしました。

一方、産業機械用モータでは、新型コロナウイルス感染症の拡大による 消費の冷え込みが大きく影響を受けておりましたが、自動車を中心とした 輸出に回復傾向が見られ、製造業の設備投資意欲の高まりを受けて、工作 機械業界からのモータ受注も回復傾向にあります。

中国市場におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え、経済活動は回復の動きが持続しております。政府の徹底した感染者対策で活動制限が一部地域で見受けられますが、中国政府の積極的な経済対策効果を受けて内需・外需ともに堅調に推移し、設備投資も回復傾向にあります。当社製品の空調用モータの受注は引き続き堅調に推移しており、更に付加価値の高い市場やポンプの受注拡大に努めてまいりました。

また、グループ会社の生産拠点の再編を図り、設備稼働率と労働生産性を向上させるとともに、間接費用を削減してコスト競争力の確保を目的に、連結子会社の株式会社岩谷電機製作所の吸収合併と生産拠点の集約を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は129億26百万円(前期比94.2%)となりました。

営業利益は3億85百万円(前期比156.9%)、経常利益は5億83百万円(前期比206.5%)となりました。また、株式会社岩谷電機製作所が保有していた有価証券を売却したことによる売却益93百万円を投資有価証券売却益として特別利益に計上した一方、吸収合併に伴う生産拠点集約にかかる費用1億9百万円を事業構造改革費用として特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は4億2百万円(前期比232.7%)となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は6億99百万円であり、その主なものは機械工作設備の拡充と、金型製作であります。

# ③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において新たに5億30百万円の銀行借入を行い、設備投資資金ならびに運転資金に充当しております。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受の状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況の推移

	区分		第61期 (2018年3月期)	第62期 (2019年3月期)	第63期 (2020年3月期)	第64期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売	上	高(百万円)	15, 554	15, 804	13, 719	12, 926
親会当期		に帰属する	798	657	172	402
1株当	当たり当期線	純利益 (円)	177. 15	146. 10	38. 58	89. 41
総	資	産(百万円)	16, 420	16, 606	15, 422	15, 749
純	資	産(百万円)	8, 590	8, 928	8, 831	9, 356
1株	当たり純賞	資産額 (円)	1, 906. 57	1, 997. 13	1, 967. 60	2, 076. 83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき、 1株当たり純資産額は、保有する自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出し ております。
  - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月 16日)を第62期(2019年3月期)の期首から適用しており、第61期(2018年3月期) に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

# ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
岡山三相電機株式会社	20百万円	100.0%	モータ・ポンプ製造販売
サンソー精工株式会社	10百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
新宮三相電機株式会社	10百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
株式会社岩谷電機製作所	26百万円	100.0%	ポンプ製造販売
上海三相電機有限公司	542万米ドル	100.0%	モータ・ポンプ製造販売

<sup>(</sup>注) 2021年4月1日を効力発生日として、株式会社岩谷電機製作所を吸収合併いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

今後の業績見通しといたしまして、現状では新型コロナウイルス変異株の拡大に伴い感染者割合が上昇しており、緊急事態宣言が再発出されるなど、日本経済は様々な行動制限によって不透明な状況が続き、景気の下振れリスクは高まっております。

当社グループにおきましては、半導体業界において、コロナ禍で在宅勤務やリモートワークの導入が加速して、データセンターや5Gなどのインフラ需要が拡大し、自動車や各種端末など、半導体需要は急拡大が続いております。これらの影響を受け回復基調にあった半導体製造装置用ポンプの受注は更に増加することが見込まれます。また、産業機械向けモータも工作機械業界の半導体製造装置や自動車関連需要の回復が進み、企業の設備投資意欲は徐々に改善が進むものと思われ、回復基調で推移するものと見込まれます。

このような環境の中で当社グループといたしましては、環境に適合したエコロジー技術の習得と製品化の取り組みを進め、新たな分野で使用される製品開発を進めるとともに、引き続きユニット製品の市場拡大に注力し、顧客満足度の高いサービスを提供していくことに最善を尽くしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

電気機械器具(各種モータ、電動ポンプおよび電子回路応用機器)の製造ならびに販売

# (6) 主要な営業所および工場(2021年3月31日現在)

		本社および工場	兵庫県姫路市、兵庫県たつの市				
当	社	営業所他	東京(東京都練馬区)、名古屋(名古屋市西区)、 福岡(福岡市南区)他営業所4箇所、出張所3箇所				
岡山三相電機株式会社		岡山三相電機株式会社	岡山県赤磐市				
		サンソー精工株式会社	兵庫県姫路市				
子会	<b>社</b>	新宮三相電機株式会社	兵庫県たつの市				
		株式会社岩谷電機製作所	愛知県西尾市				
		上海三相電機有限公司	中国上海市				

# (7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

# ① 企業集団の使用人の状況

部門の名称	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
製 造 部 門	名 394 〔312〕	名 40 (減) 〔13〕(増)
研究開発部門	53 (5)	1 (増) 〔2〕(減)
営業・全社(共通)部門	118 (28)	2 (増) 〔2〕(増)
合 計	565 (345)	37 (減) 〔13〕(増)

<sup>(</sup>注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔〕内に外数で記載して おります。

# ② 当社の使用人の状況

使	使 用 人 数 前事業年		前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤	続年数	
		0/	名	名 (120)				歳		年
		2'	79 75]	5 (増) [4] (減)			44.	2		16. 2

<sup>(</sup>注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔〕内に外数で記載して おります。

# (8) 主要な借入先の状況(2021年3月31日現在)

借 入 先	借入額
株式会社三井住友銀行	355,010千円
三井住友銀行(中国)有限公司	270,600千円
三井住友信託銀行株式会社	206, 676千円
兵庫県信用農業協同組合連合会	193, 366千円
株式会社三菱UFJ銀行	155, 854千円

# 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

18,000,000株

② 発行済株式の総数

4,606,100株

(注)譲渡制限付株式報酬による新株発行により、発行済株式の総数は16,300株増加しております。

③ 株主数

695名

④ 大株主 (上位10名)

株	主	<u> </u>	名	持	株	数	持	株	比	率
ケイフ	<b>ノ</b> ールデ	ィー株=	式 会 社		1, 18	千株 30			26.	% 20
<u> </u>	電機取				59				13.	
株式	会社石	野 製	作所		37	70			8.	21
石	野	_	郎		23	33			5.	17
倉 茂	電 工	株 式	会 社		12	25			2.	78
徳	永	耕	造		12	24			2.	76
黒	田	直	樹		11	.2			2.	49
黒	田	栄	子		10	)3	·		2.	29
三相	電 機 社	. 員 持	株 会		9	98	·		2.	18
SMBC	ファイナン	スサービス	株式会社		9	)2			2.	05

<sup>(</sup>注) 当社は、自己株式を101,087株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。 なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

# ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

株	主	名	株	式	数	交	付	対	象	者	数
取締役	: (社外取締行	ひを除く)		16, 300	株					7	人
社	外 取	締 役		_						_	
監	查	役		_						_	

<sup>(</sup>注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3)②取締役および監査役の報酬等」に記載 しております。

# (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

# ① 取締役および監査役の状況(2021年3月31日現在)

担	<u>į</u>			位	Ī.	氏			名	担当および重要な兼職の状況
代	表取	締	役	社	長	黒	田	直	樹	上海三相電機有限公司董事長
専	務	取	緕	Ħ	役	小	林	秀	嗣	営業部・生産管理部・製造部担当
常	務	取	絹	Ħ	役	岡	本	富	男	統括管理部・海外関連会社担当 オカダアイヨン株式会社社外取締 役
取		締			役	藤	原	範	和	品質保証部長・資材部担当
取		締			役	松	下	年	男	国内関連会社担当
取		締			役	曹		銀	春	フェロー
取		締			役	水	野		誠	生産管理部長・製造部担当
取		締			役	足	並	安	孝	ジェム上海社取締役社長 日本電子材料株式会社専務取締役 専務執行役員 管理部門統括担当 (コンプライアンス担当) 管理部門統括部長
常	勤	監	查	Ĺ	役	萩	原	_	郎	
監		查			役	浜	野	信	夫	プロジェクト浜野 代表
監		查			役	西	井	博	生	なぎさ監査法人 代表社員 税理士法人なぎさ総合会計事務 所 代表社員 株式会社G-7ホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役足立安孝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は足立安孝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 2. 監査役浜野信夫および西井博生の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は浜野信夫および西井博生の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 3. 監査役西井博生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 当社は、保険会社との間で、取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の 3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、第三 者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる 法律上の損害賠償金および争訟費用に関する損害を塡補の対象としており、故意また は重過失に起因する場合は塡補されません。なお、当該契約の保険料は全額当社が負 担しております。

# ② 取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

[ <del>]</del>	/\	報酬等の総額	報酬等	等の種類別	の総額	対象となる	
	区 分		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数	
	締 役 外取締役)	189, 282千円 (1, 200)	175, 180千円 (1, 200)	-千円 (-)	14,102千円	8名 (1)	
	查 役 外監査役)	8, 280 (3, 000)	8, 280 (3, 000)	— (—)	_ (—)	3 (2)	
合 (うち社	計 :外役員)	197, 562 (4, 200)	183, 460 (4, 200)	- (-)	14, 102 (—)	11 (3)	

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## ロ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「ニ.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

ハ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月20日開催の第58回定時株主総会 において年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と 決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、 4名であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2019年6月22日開催の第62回定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のための株式報酬の額として年額20,000千円以内(社外取締役を除く。)と決議いただいております。

監査役の金銭報酬の額は、2015年6月20日開催の第58回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、3名であります。

- ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
  - a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法 当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別 の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。
  - b. 決定方針の内容の概要

# (基本報酬に関する方針)

取締役の個人別の報酬等のうち、月例で支給する固定報酬に関しては、株主総会にて決議した報酬総額の限度内において、各取締役の役位ならびに役割と責任等に応じて決定するものとする。

## (業績連動報酬等に関する方針)

取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等はなく、(基本報酬に関する方針)の固定報酬と(非金銭報酬等に関する方針)の非金銭報酬である譲渡制限付株式によるものとする。

#### (非金銭報酬等に関する方針)

取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等に関しては、企業価値向上に対するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を一層進めるべく、譲渡制限付株式報酬を付与するものとする。

取締役への譲渡制限付株式報酬総額は年額20,000千円以内とし、具体的な個人別の支給時期および配分は取締役会で決定する。

## (報酬等の割合に関する方針)

固定報酬等および非金銭報酬等の種類ごとの具体的な比率は定めていないものの、前期の業績を踏まえて、従業員の定例賞与の支給係数とのバランスを考慮し決定するものとする。

#### (報酬等の付与時期や条件に関する方針)

月例報酬である固定報酬は、従業員のそれぞれの支給日に支給する。 非金銭報酬等である譲渡制限付株式は、定時株主総会後の取締役会 において詳細を決議し、毎年一定の時期に付与支給する。

# (報酬等の決定の委任に関する事項)

個人別の固定報酬等の額の決定は、代表取締役社長に一任する。 委任を受けた代表取締役社長は、人事担当取締役と業績等について 協議のうえ、各取締役の職責と従業員とのバランスを考慮して具体的 な額を試算し、各取締役と面談のうえ決定する。

(上記のほか報酬等の決定に関する事項)

該当事項はありません。

c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿う ものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、人事担当取締役が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長黒田直樹に対し、個人別の報酬の具体的な内容の決定を委任しております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

# ③ 社外役員に関する事項

イ.他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役足立安孝氏は日本電子材料株式会社の専務取締役およびジェム 上海社の取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はあ りません。

監査役浜野信夫氏はプロジェクト浜野の代表であります。当社と兼職 先との間に特別な関係はありません。

監査役西井博生氏はなぎさ監査法人および税理士法人なぎさ総合会計事務所の代表社員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ.他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該 他の法人等との関係

監査役西井博生氏は株式会社G-7ホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

#### ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役足立安孝氏に期待される役割については、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことであります。期待される役割に対して、当事業年度開催の取締役会10回の内9回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査役浜野信夫氏は、当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、 主に実業界で長年の経験を蓄積した幅広い知識を活かし、取締役会の意 思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、 当事業年度開催の監査役会10回の全てに出席し、監査役会が定めた方針、 業務の分担等に従い、実業界での経験を活かした専門的見地から監査役 会の決議事項、検討事項等の承認・可決および提言を行っております。

監査役西井博生氏は、当事業年度開催の取締役会10回の内9回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会10回の内9回に出席し、監査役会が定めた方針、業務の分担等に従い、公認会計士としての専門的見地から監査役会の決議事項、検討事項等の承認・可決および提言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

### 二. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

# (4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

### ② 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

21,000千円

・ 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額

21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および 報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った うえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

# ③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

- (5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
  - 業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。
  - ① 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社は、法令、定款、その他社内諸規程等の遵守ならびに 社会倫理の尊重を行い、取締役が率先垂範して使用人への周知徹底を図る。 社内体制としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上 の重要な問題の把握と改善に努めるとともに、コンプライアンス体制の維 持・向上を図る。また使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認 知し、それを告発しても当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定 する「公益通報者保護規程」を定める。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき文 書または電磁的媒体により記録を行うとともに、閲覧が容易な状態で定め られた期間、保存および管理を行うものとする。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 製品市場、為替相場、金利や株価等による市場リスク、信用リスク、 コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク等様々なリスクに対 処するため、「経理規程」、「与信管理規程」、「デリバティブ管理規 程」、「安全衛生管理規程」、および「危機管理規程」に従い対応を図 る。

全社的なリスクを総括的に管理する部門を総務担当部署とし、リスク内容により関連規程で定める部署が、リスク管理体制の確立を図る。

- ロ. 監査役および監査部員は、各部門のリスク管理状態を監査し、監査役はその結果を取締役会にて報告するものとする。
- ハ. 事業活動上の重大な事態が発生した場合は、社長の指揮下に対策本部 を設置し迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整え るものとする。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保 するための体制
  - イ.取締役の職務執行が効率的に行われることの基礎体制として、取締役会を基本的に月1回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催する ものとする。また執行役員制度を導入しており、執行役員会を基本的に 月1回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。
  - ロ. 取締役は、経営戦略遂行のため中期経営計画会議にて、中期経営計画 および年次事業計画の策定を行い、月1回その会議の場において進捗状 況の確認を行うものとする。また執行役員が同会議に出席し、目標達成 のための活動報告を行うものとする。
  - ハ.取締役の業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職 務権限規程」の責任および権限、また執行の手続きに基づき行うものと する。
- ⑤ 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 使用人は、法令、定款はもとより社員の行動規範および社内諸規程に 則り行動するものとする。またコンプライアンス委員会は、使用人への 指導教育を補佐し、法令および定款の遵守、コンプライアンスの実効性 の確保に努める。
  - ロ. 使用人は、法令、定款ならびに社会通念に反する行為等の事実を知った場合、「公益通報者保護規程」に基づき、社内の所定の窓口に通報を 行い、不正行為等の早期発見と是正が行われる体制とする。

- ハ. 監査部員は、「内部監査規程」に基づき各部門の業務に関し、法令、 定款および社内諸規程の遵守状況ならびに、職務執行の手続き等の内部 監査を行い、社長および監査役に対しその結果を報告し、内部監査によ り判明した各部門の指摘事項等の是正確認を行うものとする。
- ⑥ 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正 を確保するための体制
  - イ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とする。 また子会社担当の執行役員を配置し、事業計画の遂行、コンプライアン ス体制の構築、リスク管理体制の確立等、子会社の統括管理を行うもの とする。

更に海外子会社においては、担当の取締役が海外子会社の会計監査人と連絡を密にし、企業統括に努める。

- ロ. 国内子会社の代表取締役あるいは子会社担当の執行役員は、当社の経営会議に出席し、子会社の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ハ. 監査役および監査部員は、当社の内部監査と同様に子会社においても 同様の監査を行うものとする。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に おける当該使用人に関する事項

監査役が補助する使用人を必要とした場合、取締役会において監査役と協議の上、監査部員から監査役の補助すべき使用人として任命することができる。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助する使用人においては、取締役からの独立性を確保するものとし、その使用人に対する任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

- ⑨ 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
  - イ. 「監査役会規程」、「監査役監査規程」に基づき、取締役、執行役員 および使用人が監査役に報告するための体制を整備することとする。
  - ロ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の報告状況を把握するため、取締役会、執行役員会および経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員および使用人に対し、説明を求めることができるものとする。
  - ハ. 取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項ならびに法令および定款違反、不正行為の事実等を知った場合、監査役に報告するものとする。監査役は、必要に応じて取締役、執行役員および使用人に対し、報告を求めることができるものとする。
- ① 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
  - イ.子会社各社の取締役、監査役および使用人は、当社監査役から業務執 行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告 を行うものとする。
  - ロ. 子会社各社の取締役、監査役および使用人は、法令等の違反行為等、 子会社各社もしくは他のグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのあ る事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役に対して報 告を行うものとする。
- ① 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社は、当社監査役へ前項⑨ハおよび⑩の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを禁止し、その旨をグループ各社の取締役、監査役および使用人に周知徹底するものとする。

# ② その他の当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための 体制

監査役は、監査部、会計監査人およびグループ各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

③ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続 その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関 する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、 担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと認め られた場合を除き、速やかに当該請求に係る費用または債務を処理するも のとする。

# (14) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ 適正な内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、 運用が継続されるよう評価および是正を行う。

⑤ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制に基づいて、 適切に内部統制システムが運用されていることを確認しております。なお、 当連結会計年度に実施した内部統制システムの主な運用状況は以下のとお りであります。

当社グループは、使用人に対して適宜社員研修・管理職研修等を行い、社員が守るべき行動規範ならびに法務関連の周知徹底を図っております。

取締役の職務執行につきましては、取締役会を基本的に毎月1回開催し、 法令に定められた事項および経営上の重要案件を審議決定するとともに、 取締役の業務執行の適法性確保や効率性向上のため適切に報告、検討して おります。なお、取締役会付議の重要議案につきましては社外役員に対し て事前説明を行い、必要な判断の実効性を高めております。また、当社の 部長職以上と子会社の社長あるいは子会社担当の執行役員がメンバーとな る経営会議を毎月4回開催し、重要な業務執行について報告・協議を行い、 業務執行の適正・効率を確保しております。

監査役は取締役会ほか重要会議への出席や、稟議書の閲覧ほか、各部署のヒアリング・往査等を通じ会社業務の執行状況を監査しております。

#### (6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主様および一般投資家様への企業責任の重大性を充分に認識し、業績を勘案して安定配当の確保と継続を基本とするとともに、グループが成長するための有効投資および財務体質の強化に取り組んでまいります。

この方針に基づき、当期の配当につきましては、1株につき年22円の配当とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科目	金 額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9, 281, 256	流動負債	4, 106, 154
現金及び預金	2, 922, 802	支払手形及び買掛金	771, 623
受取手形及び売掛金	2, 955, 953	電子記録債務	1, 225, 039
電子記録債権	1, 584, 902	短 期 借 入 金	370, 600
商品及び製品	673, 191	1年内返済予定の 長 期 借 入 金	339, 975
仕 掛 品	675, 252	未 払 費 用	414, 447
原材料及び貯蔵品	248, 861	未 払 法 人 税 等	160, 333
その他	221, 293	そ の 他	824, 135
	△1, 000	固定負債	2, 287, 374
固定資産	6, 468, 406	長期借入金	620, 915
		リース債務	367, 578
有形固定資産	4, 851, 331	繰延税金負債	45, 109
建物及び構築物	2, 267, 757	退職給付に係る負債	1, 215, 865
機械装置及び運搬具	592, 072	負 の の れ ん	12, 915
工具、器具及び備品	375, 343	そ の 他	24, 990
土 地	980, 749	負 債 合 計 (純資産の部)	6, 393, 528
リース資産	457, 212	株主資本	9, 126, 605
建設仮勘定	178, 196	資 本 金	885, 721
無形固定資産	92, 913	資本剰余金	1, 840, 018
ソフトウェア	45, 510	利 益 剰 余 金	6, 479, 929
その他	47, 402	自 己 株 式	△79, 064
投資その他の資産	1, 524, 161	その他の包括利益累計額	229, 529
投資有価証券	940, 110	その他有価証券評価差額金	71, 824
		繰延ヘッジ損益	46, 650
操延税金資産	377, 383	為替換算調整勘定	121, 683
その他	209, 967	退職給付に係る調整累計額	△10, 628
貸 倒 引 当 金	△3, 300	純 資 産 合 計	9, 356, 134
資 産 合 計	15, 749, 663	負債純資産合計	15, 749, 663

# 連結損益計算書

(自 2020年4月1日) 至 2021年3月31日)

科	目	金	額
売上	高		12, 926, 811
売 上 原	価		10, 281, 149
売 上 総 利	益		2, 645, 661
販売費及び一般管理	費		2, 260, 609
営 業 利	益		385, 052
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	8, 119	
受 取 配 当	金	12, 884	
投資有価証券評価	益	23, 978	
投資有価証券売却	益	2, 796	
負ののれん償却	額	2, 152	
不 動 産 賃 貸	料	16, 201	
助 成 金 収	入	140, 081	
売 電 収	入	7, 240	
その	他	11, 912	225, 367
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	6, 697	
為  替  差	損	3, 342	
不動産賃貸費	用	10, 265	
売 電 費	用	3, 897	
その	他	2, 224	26, 426
経 常 利	益		583, 992
特 別 利	益		
投資有価証券売却	益	93, 219	93, 219
特 別 損	失		
固定資産売却	損	641	
固定資産除却	損	4, 872	
事業構造改革費	用	109, 684	115, 198
税金等調整前当期純和	<b>山益</b>		562, 013
法人税、住民税及び事業	<b></b>	205, 806	
法 人 税 等 調 整	額	△46, 143	159, 663
当 期 純 利	益		402, 350
	利益	ı	402, 350

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日) 至 2021年3月31日)

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	878, 679	1, 832, 976	6, 176, 331	△79, 064	8, 808, 923
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	7, 041	7, 041			14, 083
剰余金の配当			△98, 751		△98, 751
親会社株主に帰属する当期純利益			402, 350		402, 350
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	7, 041	7, 041	303, 598	_	317, 681
当 期 末 残 高	885, 721	1, 840, 018	6, 479, 929	△79, 064	9, 126, 605

	そ	の他の	包 括 利	益 累 計	額	ماراد الماراد
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額合計	純 資 産 計
当 期 首 残 高	△41, 397	△13, 607	102, 334	△24, 278	23, 051	8, 831, 975
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						14, 083
剰余金の配当						△98, 751
親会社株主に帰属する当期純利益						402, 350
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	113, 221	60, 258	19, 348	13, 649	206, 477	206, 477
当期変動額合計	113, 221	60, 258	19, 348	13, 649	206, 477	524, 159
当 期 末 残 高	71, 824	46, 650	121, 683	△10, 628	229, 529	9, 356, 134

#### 「連結注記表]

#### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5 社

連結子会社の名称 岡山三相電機株式会社

サンソー精工株式会社 新宮三相電機株式会社 株式会社岩谷電機製作所 上海三相電機有限公司

#### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社および関連会社はありませんので、該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海三相電機有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、 1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な 調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
  - ① 有価証券

その他有価証券

決算期末日の市場価格等に基づく時価法 時価のあるもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は

移動平均法により算定しております。)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができ ない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評 価差額を損益に計上しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ 時価法

③ たな卸資産 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額につい ては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) により算定

しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は

(リース資産を除く) 定額法によっております。

> ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日 以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016 年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物につ いては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年~47年 機械装置及び運搬具 2年~9年

② 無形固定資産 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内におけ (リース資産を除く) る利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額 法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (4) 重要なヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替相場変動リスクを低減する目的でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、 ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者 の変動額等を基礎にして判断しております。

- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
  - ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結 会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間 定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)によ る定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理することとしております。

- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
  - ① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社の決算日における直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 負ののれんの償却方法および償却期間

2010年3月31日までに発生した負ののれんについては20年間の定額法により償却を行っております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響をおよぼす可能性があるのものは、次のとおりであります。

1. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産

377,383千円

2. 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来事業計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上して おり、将来の事業計画における将来の業績予測については、売上高の成長の見込み及び原 料価格の市況推移の見込み等といった重要な仮定を用いております。

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存し、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### (追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、現在も継続しており、当該影響を予測することは困難であると判断しておりますが、2021年度においても一定期間は影響が継続するとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

11,464,983千円

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,589,800株	16,300株	一株	4,606,100株

- (注) 発行済株式の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行によるものであります。
  - (2) 剰余金の配当に関する事項
    - ① 配当金支払額

① Ha						
決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通 株式	98, 751	利益 剰余金	22. 0	2020年3月31日	2020年6月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月7日 取締役会	普通 株式	99, 110	利益 剰余金	22. 0	2021年3月31日	2021年6月2日

#### (金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金ならびに債券等に限定し、また、資金調達については資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、全ての取引先に対して与信限度額を設定し期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式ならびに債券等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、 資金運用管理規程に従い、保有状況を継続的に見直し、定期的に把握された時価が取締役会 に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、その全てが1年以内の支払 期日であります。

借入金の使途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従って行っており、 また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融 機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、当社において、連結子会社も含め各社毎の資金繰計画を適時作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2, 922, 802	2, 922, 802	_
(2) 受取手形及び売掛金	2, 955, 953	2, 955, 953	_
(3) 電子記録債権	1, 584, 902	1, 584, 902	_
(4) 投資有価証券	937, 976	937, 976	_
(5) 支払手形及び買掛金	771, 623	771, 623	_
(6) 電子記録債務	1, 225, 039	1, 225, 039	_
(7) 短期借入金	370, 600	370, 600	_
(8) 長期借入金	960, 890	960, 896	6
(9) デリバティブ取引	67, 220	67, 220	_

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していること から、当該帳簿価額によっております。

### (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所 の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していること から、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

- 2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額2,134千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。
- 3. 「(8) 長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。
- 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正 味の債務となる場合には、( ) で表示しております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額

2,076円83銭

(2) 1株当たり当期純利益

89円41銭

# (重要な後発事象に関する注記)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2020年12月2日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社岩谷 電機製作所を吸収合併することを決議し、2021年4月1日付で合併しております。

- (1) 企業結合の概要
  - ① 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社岩谷電機製作所

事業の内容 家庭用電気井戸ポンプ、産業用電気ポンプ、設備用電気ポンプの 製造および販売

② 企業結合を行った主な理由

株式会社岩谷電機製作所は、2016年4月1日に株式取得により完全子会社化して以降も、当社グループと同種の製品を生産しており、当社が窓口となり販売を行ってまいりました。

このたび、当社グループ内における経営資源の一体化を図ることで、生産性の向上や管理コストの削減を追求し、より一層の業務効率を高めるため、同社を吸収合併することといたしました。

③ 企業結合日

2021年4月1日

④ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社岩谷電機製作所は解散いたしました。

⑤ 結合後企業の名称

三相電機株式会社

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21条 2019年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7, 441, 529	流 動 負 債	3, 321, 812
現金及び預金	2, 082, 490	支 払 手 形	41, 641
受 取 手 形	386, 114	電子記録債務	1, 225, 496
電子記録債権	1, 548, 197	買掛金	822, 056
売 掛 金	2, 143, 037	1年内返済予定の	339, 975
商品及び製品	360, 320	長期借入金	
仕 掛 品	227, 575	未 払 金	240, 262
原材料及び貯蔵品	96, 191	未 払 費 用	309, 857
その他	598, 600	未払法人税等	134, 459
貸倒引当金	△1,000	預 り 金	28, 365
固定資産	6, 164, 597	そ の 他	179, 698
有 形 固 定 資 産	3, 511, 511	固 定 負 債	1, 984, 446
量 物 物	1, 680, 402	長 期 借 入 金	620, 915
構築物	147, 594	リース債務	151, 694
機械及び装置	355, 047	退職給付引当金	1, 186, 847
車 両 運 搬 具	2, 334	そ の 他	24, 990
工具、器具及び備品	239, 904	負 債 合 計	5, 306, 259
土地	778, 858	(純資産の部)	
リース資産	185, 179	株 主 資 本	8, 202, 684
建設仮勘定	122, 189	資 本 金	885, 721
無形固定資産	32, 478	資本剰余金	1, 838, 311
ソフトウエア	27, 472	資本準備金	1, 838, 311
そ の 他	5,005	利益剰余金	5, 557, 577
投資その他の資産	2, 620, 607	   利 益 準 備 金	79, 200
投資有価証券	772, 562	その他利益剰余金	5, 478, 377
関係会社株式	86, 602 210	別途積立金	2, 080, 000
出 資 金 関係会社出資金	614, 067	繰越利益剰余金	3, 398, 377
関係 云 私 田 貞 並 関係会社長期貸付金	631, 233	自己株式	△78, 925
繰延税金資産	425, 750	評価・換算差額等	97, 182
リース投資資産	12, 820	その他有価証券評価差額金	50, 531
7 八 X 頁 頁 座	200, 660	繰延ヘッジ損益	46, 650
貸倒引当金	$\triangle 123,300$	一种资产分别	8, 299, 866
資 産 合 計	13, 606, 126	負債純資産合計	13, 606, 126

# 損益計算書

(自 2020年4月1日) 至 2021年3月31日)

科	目	金	(単位:十円) 額
売上	高		11, 214, 275
売上原	価		8, 898, 742
売 上 総 利	益		2, 315, 532
販売費及び一般管理	費		1, 879, 597
営業利	益		435, 935
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	6, 461	
受 取 配 当	金	48, 423	
為  替  差	益	7, 585	
投資有価証券評価	益	23, 159	
投資有価証券売却	益	2,771	
不 動 産 賃 貸	料	6, 246	
助 成 金 収	入	82, 405	
売 電 収	入	7, 240	
その	他	13, 247	197, 539
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	2, 136	
不動産賃貸費	用	4, 356	
売電費	用	4, 497	
その	他	1,659	12, 649
経 常 利	益		620, 825
特 別 損	失		
固定資産除却	損	1, 419	1, 419
税引前当期純利	益		619, 405
法人税、住民税及び事業	税	164, 364	
法 人 税 等 調 整	額	△24, 300	140, 064
当 期 純 利	益		479, 341

# 株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日) 至 2021年3月31日)

			株	主		資	本		
		資本乗	制余金	利	益乗	1 余	金		
	資本金	資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利 別 積立金	益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本 合 計
当期首残高	878, 679	1, 831, 269	1, 831, 269	79, 200	2, 080, 000	3, 017, 787	5, 176, 987	△78, 925	7, 808, 011
当 期 変 動 額									
新株の発行	7, 041	7, 041	7, 041						14, 083
剰余金の配当						△98, 751	△98, 751		△98, 751
当期純利益						479, 341	479, 341		479, 341
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	7, 041	7, 041	7, 041	_	_	380, 589	380, 589	_	394, 672
当期末残高	885, 721	1, 838, 311	1, 838, 311	79, 200	2, 080, 000	3, 398, 377	5, 557, 577	△78, 925	8, 202, 684

	評価	<ul><li>換 算 差</li></ul>	善額 等	
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合 計	純資産合計
当期首残高	△32, 924	△13, 607	△46, 531	7, 761, 479
当期変動額				
新株の発行				14, 083
剰余金の配当				△98, 751
当期純利益				479, 341
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	83, 456	60, 258	143, 714	143, 714
当期変動額合計	83, 456	60, 258	143, 714	538, 387
当期末残高	50, 531	46, 650	97, 182	8, 299, 866

#### [個別注記表]

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は

移動平均法により算定しております。)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評

価差額を損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

(3) たな卸資産

商品及び製品・仕掛品 総平均法による原価法 原材料 移動平均法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

#### 2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6~47年

機械及び装置 2~9年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額 法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における 退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業 年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額 基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ヘッジ対象 為替予約

外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替相場変動リスクを低減する目的

でヘッジを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、 ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者 の変動額等を基礎にして判断しております。

#### 6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と 異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

#### (会計上の見積に関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連事業年度に係る計算書類に重要な影響をおよぼす可能性があるのものは、次のとおりであります。

- 1. 繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

425,750千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来事業計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しており、将来の事業計画における将来の業績予測については、売上高の成長の見込みおよび原料価格の市況推移の見込み等といった重要な仮定を用いております。

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存し、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 2. 関係会社長期貸付金の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金

631,233千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

一部の関係会社は2021年3月31日現在で債務超過となっているため、当該関係会社に対する長期貸付金について将来の業績予測に基づく回収可能性を勘案して貸倒引当金を計上しております。当該関係会社の事業計画における将来の業績予測については、売上高の成長の見込みおよび原料価格の市況推移の見込み等といった重要な仮定を用いております。

長期貸付金の回収可能性は、当該関係会社の事業計画の達成状況に依存し、実績が見積りと異なった場合、翌事業年度において貸倒引当金の追加計上を要するなど計上金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

8,690,267千円

(2) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

上海三相電機有限公司

370,600千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

642,206千円

② 長期金銭債権

644,053千円

③ 短期金銭債務

688,345千円

#### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

① 売上高

448,738千円

② 仕入高

3,746,745千円

③ 営業取引以外の取引高

379,070千円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	101,087株	一株	一株	101,087株

#### (関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				部品の有償支給	786, 575	未収入金	260, 708
子会社	新宮三相電 機株式会社	直接 100%	当社製品の 部品製造	資金の回収	10,000	関係会社 長期貸付金	257, 233
				利息の受取	1,838	流動資産	152
			当社製品 の 製 造	製品の購入	712, 080	電子記録債務	153, 461
子会社	株式会社岩 谷電機製作 所			資金の回収	6, 000	関係会社長期貸付金	374, 000
	121		役員の兼任	利息の受取	754	流動資産	63
子会社	上海三相電	直接 100%	当社製品・ 部品の製造	部材の販売等	410, 308	売 掛 金	184, 113
	機有限公司	旦接 100%	部品の製造 役員の兼任	債務保証	370, 600	_	_

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。
  - 2. 取引条件および取引条件の決定方針等
    - (1) 資金の貸付については、当社の調達金利を勘案して利率を決定しております。
    - (2) 営業取引については、製造原価を勘案して協議のうえ、決定しております。
  - 3. 上記の他、子会社への債権に対して貸倒引当金120,000千円を計上しております。

#### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

11.0 C 10	
貸倒引当金	38,035千円
未払事業税	10,648千円
未払費用	78,152千円
退職給付引当金	363,175千円
減価償却超過額	1,017千円
その他	22,516千円
繰延税金資産小計	513,546千円
評価性引当額	44,946千円
繰延税金資産合計	468,600千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	22,280千円
その他	20,569千円
繰延税金負債合計	42,849千円
繰延税金資産の純額	425,750千円

#### (1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額1,842円36銭(2) 1株当たり当期純利益106円52銭

#### (重要な後発事象に関する注記)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2020年12月2日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社岩谷電機製作所を吸収合併することを決議し、2021年4月1日付で合併しております。

詳細につきましては、連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

三相電機株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人 大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 許 仁 九 印

指 定 社 員 公認会計士 平 塚 博 路 印

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三相電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三相電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の 表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して いるかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督 及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

# 三相電機株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人 大阪事務所

 指 定 社 員 公認会計士 許
 仁 九 印

 指 定 社 員 公認会計士 平 塚 博 路 印

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三相電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表 示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示している かどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

#### 告 杳 報 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務 の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成 し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結 果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況につい て報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担 等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び 監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況 について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及 び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社につ いては、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ て子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確 保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確 保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体 制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内 部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況につい て定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び 検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に 応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われること を確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する 品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通 知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸 借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並び に連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結 注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示して いるものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事 実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当 該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について も、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

#### 三相電機株式会社 監査役会

勤 監 杳 萩 原 一 郎 (印) 役 浜 野 信 夫 監査役(社外監査役) (EII)

西井博生 監查役(社外監查役) (印)

以

# 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

三相電機株式会社 代表取締役社長 黒田 直樹

### 第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
  - (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
  - (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第33条第2項を変更案第29条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
  - (3) その他、主旨が重複する規定を削除するとともに、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条~第3条 (条文省略)	第1条〜第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当会社は、株主総会及び取締役の	第4条 当会社は、株主総会及び取締役の
ほか、次の機関を置く。	ほか、次の機関を置く。
(1)取締役会	(1)取締役会
(2)監査役	(2)監査等委員会
(3)監査役会	(削 除)
(4)会計監査人	(3)会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)

定 変 更 現 行 款 案 (自己株式の取得) (削 除) 第7条 当会社は、会社法第165条第2 項の規定により、取締役会の決議を もって自己株式を取得することがで きる。 第8条~第10条 (条文省略) 第7条~第9条 (現行どおり) 第 3 章 株主総会 3 章 株主総会 第 第10条~第16条 (現行どおり) 第11条~第17条 (条文省略) 第 4 章 第 4 章 取締役及び取締役会 取締役及び取締役会 (員数) (員数) 第18条 当会社の取締役は8名以内とす 第17条 当会社の取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) は8名以内 とする。 当会社の監査等委員である取締役は (新 設) 4名以内とする。 (選任) (選任) 第19条 第18条 取締役は監査等委員である取締 取締役は株主総会において議決 役とそれ以外の取締役とを区別し 権を行使することができる株主の 議決権の3分の1以上を有する株 て、株主総会において議決権を行 主が出席しその議決権の過半数の 使することができる株主の議決権 決議によって選任する。取締役の の3分の1以上を有する株主が出 選任の決議は累積投票によらな 席しその議決権の過半数の決議に よって選任する。取締役の選任の 決議は累積投票によらない。

(任期)

第<u>20</u>条 取締役の任期は選任後1年以内 に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結 の<u>とき</u>までとする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(任期)

- 第<u>19</u>条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 監査等委員である取締役の任期は選 任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総 会終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された監査等委員で ある取締役の任期は、退任した監査 等委員である取締役の任期の満了す る時までとする。
  - 4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款変更案(代表取締役及び役付取締役)(代表取締役及び役付取締役)第21条取締役会は取締役の中から代表第20条取締役会は取締役(監査等

第<u>21</u>条 取締役会は取締役の中から代表 取締役を選定する。

2 取締役会の決議をもって取締役会長 及び取締役社長各1名、取締役副社 長、専務取締役及び常務取締役各若干 名を選定することができる。

第22条~第23条 (条文省略)

(取締役会)

- 第<u>24</u>条 取締役会は取締役社長が招集 し、その議長となる。取締役社長 に事故あるときは取締役会におい てあらかじめ定めた順序により他 の取締役がこれに当る。
  - 2 取締役会の招集通知は各取締役<u>及び</u> <u>各監査役</u>に対し会日の3日前までに これを発する。ただし、取締役<u>及び</u> <u>監査役</u>全員の同意があるときは招集 の手続きを経ずに<u>これ</u>を開くことが できる。
  - 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(新 設)

第25条 (条文省略)

 第 5
 章
 監査役及び監査役会

 (員数)

第26条 当会社の監査役は4名以内とす る。

(選任)

第27条 監査役の選任は株主総会において議決権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。 第<u>20</u>条 取締役会は取締役<u>(監査等委員</u> である取締役を除く。)の中から 代表取締役を選定する。

2 (現行どおり)

第21条~第22条 (現行どおり)

(取締役会)

第23条 (現行どおり)

- 2 取締役会の招集通知は各取締役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役全員の同意があるときは招集の手続きを経ずに<u>取締役会</u>を開くことができる。
- 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は会社法第399条の 13第6項の規定により、その決 議によって重要な業務執行(同条 第5項各号に掲げる事項を除 く。)の決定の全部又は一部を取 締役に委任することができる。

第25条 (現行どおり)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

現行定款	変
(任期) 第28条 監査役の任期は選任後4年以内 に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結 のときまでとする。 2 補欠によって就任した監査役の任期 は前任者の残任期間と同一とする。	(削 除)
(常勤監査役)         第29条 監査役会は監査役の中から常勤         監査役若干名を選定する。	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は各監査役 に対し会日の3日前までにこれを 発する。ただし、監査役の全員の 同意があるときは招集の手続きを 経ずにこれを開くことができる。	(削 除)
(監査役会規程) 第31条 監査役会の運営その他に関する 事項については監査役会の定める 監査役会規程による。	(削 除)
(報酬等)         第32条       監査役の報酬、賞与及び退職慰労金は株主総会の決議をもってこれを定める。	(削 除)
(新 設) (新 設)	第 5 章     監査等委員会       (常勤監査等委員)       第26条     監査等委員会は監査等委員の中       から常勤監査等委員若干名を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第27条 監査等委員会の招集通知は各監 査等委員に対し会日の3日前まで にこれを発する。ただし、監査等 委員全員の同意があるときは招集 の手続きを経ずに監査等委員会を 開くことができる。
(新設)	(監査等委員会規程) 第28条 監査等委員会に関しては法令及 び本定款に定めがある場合を除き 監査等委員会で定める監査等委員 会規程による。

### 現 行 定 款

第 6 章 取締役<u>、監査役</u>及び 会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第<u>33</u>条 当会社は取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であった者を含む。)及び会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
  - 2 当会社は、社外取締役及び社外監査 役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
  - 3 当会社は、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算 第 3 4 条 ~ 第 3 7 条 (条 文省略)

(新 設)

(新 設)

第 6 章 取締役及び会計監査人の 責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

変

- 第<u>29</u>条 当会社は取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
  - 2 当会社は<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
  - 3 当会社は会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算 第30条~第33条(現行どおり)

#### 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は第64回定時株主総会終 結前の行為に関する会社法第42 3条第1項所定の監査役(監査役 であった者を含む。)の当会社に 対する損害賠償責任を、法令が定 める範囲で取締役会の決議によっ て免除することができる。

## 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員(8名)は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効 力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略別	歴、当社における地位、担当 重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
			V) 1/1 I( V) 5X
くろだ なおき 黒 田 直 樹 (1959年2月1日生)	1989年3月 1998年10月 2001年6月	当社入社 当社品質管理部長 当社取締役品質保証部・品質管理部 担当	
	2004年7月	当社取締役経営企画部・情報システ ム部担当	112,608株
	2006年5月2006年5月	当社常務取締役 上海三相電機有限公司董事長 (現在に至る)	
	2006年6月	当社代表取締役社長 (現在に至る)	
	1977年4月	当社入社	
	1996年2月2000年6月	当社技術本部研究部長 当社取締役研究開発部担当	
	2000年6月	当社取締役品質保証部・汎用ポンプ	
	2000-171	営業部・東京第一営業部・東京第二	
		営業部担当	
こばやし ひでつぐ	2008年4月		10 700+
小 林 秀 嗣 (1954年5月8日生)	2009年4月	当社取締役研究開発部·営業部担当	12,700株
(1954年5月8日生)	2011年6月		
	2016年6月	当社専務取締役技術部・営業部・生	
		産管理部担当	
	2017年6月	当社専務取締役営業部・生産管理	
		部・製造部担当	
	1991年7月	(現在に至る) 当社入社	
	1991年 7 月   2002年11月	当位人位 当社経理部長	
	2002年11月 2005年6月	当社取締役総務人事部担当・経理部	
	2000 - 071	長	
おかもと とみお 岡 本 富 男 (1957年1月18日生)	2006年6月	当社取締役経営企画部・情報システム部・総務人事部担当・経理部長	
	2013年6月	当社取締役統括管理部長・国内関連 会社担当	9,300株
	2015年6月	オカダアイヨン株式会社社外取締役	
		(現在に至る)	
	2016年6月	当社常務取締役統括管理部・国内関 連会社担当	
	2017年6月	当社常務取締役統括管理部・海外関	
		連会社担当	
		(現在に至る)	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数
ふじわら のりかず 藤 原 範 和 (1961年1月14日生)	1983年4月 当社入社 2005年2月 当社研究開発部長 2013年1月 当社品質保証部副部長 2013年6月 当社執行役員品質保証部長 2015年6月 当社取締役資材部長・品質保 当 2017年12月 当社取締役品質保証部長・資 当(現在に至る)	
まつした としお 松 下 年 男 (1964年2月1日生)	1987年4月 当社入社 2009年4月 当社営業部長 2013年4月 当社製造部長 2013年6月 当社執行役員製造部長 2016年6月 当社取締役製造部長 2017年6月 当社取締役国内関連会社担当 (現在に至る)	3,700株
そう ぎんしゅん 曹 銀春 (1970年1月25日生)	2001年7月当社入社2006年11月当社研究開発部長2009年10月当社技術部長2016年6月当社執行役員技術部長2017年6月当社取締役技術部長2021年1月当社取締役フェロー(現在に	2,900株
みずの まこと 水 野 誠 (1972年6月11日生)	1991年11月 当社入社 2012年8月 当社資材部長 2016年2月 当社生産管理部長 2017年6月 当社執行役員生産管理部長・ 担当 2018年6月 当社取締役生産管理部長・集 当(現在に至る)	, , , ,
※ こはた なおと 小 畑 直 人 (1970年9月22日生)	1993年4月 当社入社 2013年3月 当社技術部副部長 2016年3月 当社営業部長 2019年6月 当社執行役員営業部長(現在る)	0株 Eに至

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
  - 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 3. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し同内容で更新する予定であります。各候補者が取締役に選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用に関する損害を塡補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は塡補されません。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

## 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。 本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効 力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

監査等安員である取締役候補有は、次のとわりであります。		
氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数
はまの のぶお 浜 野 信 夫 (1946年11月29日生)	1969年4月 松下電器産業株式会社(現・パナソニック株式会社)入社 2005年6月 松下電器産業株式会社(現・パナソニック株式会社)退社 2009年9月 プロジェクト浜野 代表(現在に至る) 2014年6月 当社社外監査役(現在に至る) 【選任理由および期待される役割の概要】 浜野信夫氏を監査等委員である社外取締役候補者氏は実業界で長年の経験を蓄積した幅広い知識とており、当社の監査等委員の職務遂行に活かしていしたためであります。また、同氏が選任された場合務執行の決定に対し、客観的、中立的な立場で関す。	豊富な経験を有しただくことを期待は、取締役会の業
あだち やすたか 足 立 安 孝 (1951年9月17日生)	1998年1月日本電子材料株式会社入社2004年7月同社経理シニアマネージャー2008年4月同社管理部門副統括部長2009年1月ジェム上海社取締役社長 (現在に至る)2009年6月日本電子材料株式会社取締役管理部門統括部長2015年6月当社社外取締役(現在に至る)2017年6月日本電子材料株式会社常務取締役常務執行役員管理部門統括担当(コンプライアンス担当)管理部門統括部長2019年6月同社専務取締役専務執行役員管理部門統括担当(コンプライアンス担当)管理部門統括部長(現在に至る)	0株
	【選任理由および期待される役割の概要】 足立安孝氏を監査等委員である社外取締役候補者 氏は経営者として長年経営管理に携わり豊富な経 有しており、当社の経営基盤の強化と企業価値向上 くことを期待したためであります。また、同氏が選 取締役会の業務執行の決定に対し、客観的、中立的 だく予定です。	験と幅広い見識を に活かしていただ 任された場合は、

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
にしい ひろき 西 井 博 生 (1964年 5 月 19 日生)	1987年4月 監査法人朝日親和会計社(現・有限 責任あずさ監査法人)入所 2001年9月 朝日監査法人(現・有限責任あずる 監査法人)退所 2001年9月 西井博生公認会計士事務所開所 2004年9月 なぎさ監査法人設立 代表社員 (現在に至る) 2004年12月 税理士法人なぎさ総合会計事務所記立 代表社員(現在に至る) 2006年6月 株式会社G-7ホールディングスを 外監査役(現在に至る) 2015年6月 当社社外監査役(現在に至る)	0株
	【選任理由および期待される役割の概要】 西井博生氏を監査等委員である社外取締役候補 氏は公認会計士としての専門的知識と幅広い見記 取締役会の意思決定の適法性を確保するために自 ただくことを期待したためであります。また、同 は、取締役会の業務執行の決定に対し、客観的、 いただく予定です。	機を有しており、当社 対確な助言、提言をい 引氏が選任された場合

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 浜野信夫、足立安孝および西井博生の各氏は社外取締役候補者であります。
  - 3. 本総会終結の時をもって、浜野信夫氏は当社の監査役に就任後7年、足立安孝氏は当社の社外取締役に就任後6年、西井博生氏は当社の監査役に就任後6年が経過しております。
  - 4. 当社は、浜野信夫、足立安孝および西井博生の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。また、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
  - 5. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し同内容で更新する予定であります。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用に関する損害を塡補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は塡補されません。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。
  - 6. 浜野信夫、足立安孝および西井博生の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員 として届け出ており、各氏が選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であ ります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。 本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴(重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 の 数
	1965年4月 株式会社神戸銀行(現・株式会社三 井住友銀行)入行 1975年3月 弁護士登録 (現在に至る)	0株
ありた ひさのり 有 田 尚 徳 (1942年2月15日生)	【選任理由および期待される役割の概要】 有田尚徳氏を補欠の監査等委員である社外取締役 由は、同氏は長年の弁護士として培われた法律知識 社監査体制の強化に活かしていただくことを期待し す。また、同氏が就任された場合は、取締役会の業 し、客観的、中立的な立場で関与いただく予定です	を有しており、当 たためでありま 務執行の決定に対

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 有田尚徳氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
  - 3. 有田尚徳氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第 425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であ ります。
  - 4. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用に関する損害を塡補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は塡補されません。なお、有田尚徳氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件当社は、取締役の報酬等について、2015年6月20日開催の第58回定時株主総会において、年額300,000千円以内(うち社外取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内)(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)の報酬等の額を年額300,000千円以内(うち社外取締役30,000千円以内)とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名(うち社外取締役1名)でありますが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名となります。

また、本議案に係る報酬等の額は、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿った内容であり、相当なものであると判断しております。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変 更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案に係る報酬等の額は、当社の監査等委員である取締役の職責に照らして、相当なものであると判断しております。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変 更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) に対する譲渡制限付株 式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額20,000千円以内とする旨を2019年6月22日開催の第62回定時株主総会にてご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、第5号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件」の年額300,000千円以内(うち社外取締役30,000千円以内)とは別枠で、改めて当社の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。)に対し譲渡制限付株式のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のもので、 実質的な報酬の内容は、2019年6月22日開催の第62回定時株主総会に おいてご承認いただいた内容と同一であり、また、当社における取締 役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿った内容でもあり相当 なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は8名(うち社外取締役1名)でありますが、 第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等 委員である取締役を除く。)8名選任の件」が原案どおり承認された 場合、取締役の員数は8名となります。

本議案に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は年額20,000千円以内といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、 取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に 対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとい たします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により 支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の 普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行 または処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内(ただし、 本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の 普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その 他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総 数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲 で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との

間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

## (2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に、当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する中割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

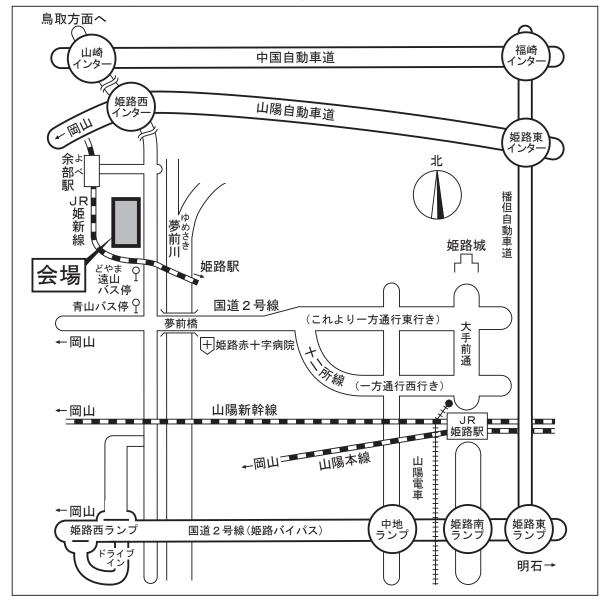
本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変 更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

<b>X</b>	<del>E</del>

.....

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 略 図



会 場:兵庫県姫路市青山北一丁目1番1号

三相電機株式会社 講堂 電 話 (079) 266-1200

交通機関 JR:

電 詰 (079) 266-120 ょべ JR:姫新線<余部駅>

バス:神姫バス<遠山バス停> 下車徒歩 約3分

下車徒歩 約6分

### 新型コロナウイルス感染予防に関するお願い

- ・マスクの着用など、ご自身および周囲への感染予防のご配慮を徹底していた だくようお願い申し上げます。なお、役員および係員のマスク着用など、感 染予防措置を講じてまいります。
- ・感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、委任 状のご返信により議案に対する賛否をご表示いただくことを強くご推奨申 し上げます。
- ・今年度も総会会場でお配りしておりました記念品の配布は取りやめとさせていただきます。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の 株主様のご出席については特に慎重なご判断をお願い申し上げます。